

## 九州整備局 緑資源機構分収造林契約 新規契約箇所一覧(平成19年度)

整理番号	分収造林契約地の所在市町村 (合併前の市町村) ※注1	契約面積 (ha)	選定 基準※注2	重点化 基準※注3	B/C※注4	備考(重点化基準の具体的内容)
1	佐賀県神埼市(神埼郡脊振村)	9	㊦	①	2.89	(筑後川流域)
2	熊本県球磨郡五木村	13	㊦	①	3.40	(球磨川流域)
3	熊本県球磨郡多良木町	41	㊦	①②	3.30	(①大淀川流域 ②田代八重ダム)
4	熊本県球磨郡あさぎり町(球磨郡上村)	19	㊦	①②	3.55	(①球磨川流域 ②清願寺ダム)
5	熊本県阿蘇郡南阿蘇村(阿蘇郡久木野村)	11	㊦	①	3.68	(白川流域)
6	熊本県阿蘇郡南小国町	17	㊦	①②	3.88	(①菊池川流域 ②松原ダム)
7	熊本県阿蘇郡高森町	5	㊦	①③	3.10	(①大野川流域 ③河原・味鳥簡易水道)
8	熊本県八代市(八代郡泉村)	10	㊦	①②	2.84	(①球磨川流域 ②氷川ダム)
9	熊本県葦北郡芦北町	25	㊦	①②③	3.77	(①球磨川流域 ②瀬戸石ダム ③飯瀬地区簡易水道)
10	大分県佐伯市(南海部郡本匠村)	6	㊦	①	3.38	(番匠川流域)
11	大分県佐伯市(南海部郡直川村)	9	㊦	①	3.35	(番匠川流域)
12	大分県佐伯市(南海部郡直川村)	6	㊦	①	3.35	(番匠川流域)
13	大分県日田市	20	㊦	①②③	2.53	(①筑後川流域 ②夜明ダム ③石松地区簡易水道)
14	大分県日田市	5	㊦	①	2.94	(筑後川流域)
15	大分県日田市	23	㊦	①②	2.89	(①筑後川流域 ②夜明ダム)
16	大分県中津市(下毛郡耶馬溪町)	6	㊦	①	2.96	(山国川流域)
17	大分県中津市(下毛郡耶馬溪町)	7	㊦	①	2.98	(山国川流域)
18	大分県豊後大野市(大野郡犬飼町)	9	㊦	①	2.82	(大野川流域)
19	大分県豊後大野市(大野郡大野町)	5	㊦	①②	2.81	(①大野川流域 ②師田原ダム)
20	大分県竹田市	26	㊦	①	2.84	(大野川流域)
21	大分県国東市(東国東郡国東町)	6	㊦	③	3.71	(来浦中央簡易水道、来浦浜簡易水道)
22	宮崎県西臼杵郡日之影町	32	㊦	①	3.76	(五ヶ瀬川流域)
23	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町	5	㊦	①	3.04	(五ヶ瀬川流域)
24	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町	6	㊦	①	3.01	(五ヶ瀬川流域)
25	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町	8	㊦	①	3.04	(五ヶ瀬川流域)
26	宮崎県延岡市	21	㊦	①②	3.23	(①五ヶ瀬川流域 ②沖田ダム)
27	宮崎県延岡市(東臼杵郡北川町)	7	㊦	①	3.75	(北川流域)
28	宮崎県延岡市(東臼杵郡北川町)	20	㊦	①	3.75	(北川流域)
29	宮崎県延岡市(東臼杵郡北川町)	34	㊦	①	3.75	(北川流域)
30	宮崎県延岡市(東臼杵郡北方町)	23	㊦	①	3.44	(五ヶ瀬川流域)
31	宮崎県延岡市(東臼杵郡北方町)	9	㊦	①	3.44	(五ヶ瀬川流域)
32	宮崎県日向市(東臼杵郡東郷町)	10	㊦	③	3.07	(井川ノ元水道施設)
33	宮崎県東臼杵郡椎葉村	5	㊦	②	2.95	(上椎葉ダム)
34	宮崎県東臼杵郡美郷町(東臼杵郡西郷村)	5	㊦	②	4.62	(西郷ダム)
35	宮崎県東臼杵郡美郷町(東臼杵郡西郷村)	5	㊦	②	4.62	(西郷ダム)
36	宮崎県東臼杵郡諸塚村	10	㊦	②	3.36	(山須原ダム)
37	宮崎県西都市	10	㊦	①②	3.23	(①一ツ瀬川流域 ②一ツ瀬ダム)
38	宮崎県児湯郡西米良村	28	㊦	①②	3.36	(①一ツ瀬川流域 ②一ツ瀬ダム)
39	宮崎県児湯郡西米良村	79	㊦	①②	3.36	(①一ツ瀬川流域 ②一ツ瀬ダム)
40	鹿児島県霧島市(始良郡隼人町・牧園町)	30	㊦	③	2.85	(隼人浄水場)
41	鹿児島県霧島市(始良郡横川町)	5	㊦	③	3.06	(横川町中央地区簡易水道)
42	鹿児島県霧島市(国分市)	6	㊦	③	2.49	(鍋迫水源地)
43	鹿児島県志布志市(曾於郡志布志町)	31	㊦	①	2.38	(肝属川～宮崎県境流域)
44	鹿児島県出水市	42	㊦	①	2.78	(川内川流域)
45	鹿児島県薩摩郡さつま町(薩摩郡鶴田町)	7	㊦	①	3.00	(川内川流域)
46	鹿児島県薩摩川内市(川内市)	8	㊦	①	2.68	(川内川流域)

注1 平成11年4月1日以降の市町村合併を対象。

注2 選定基準は次のとおり。複数の基準に該当する場合は、主となる選定基準を記載。

㊦:無立木地 ㊧:散生地 ㊨:粗悪林相地

注3 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①:2以上の都府県にわたる流域または1級水系を含む流域 ②:ダム等の上流域

③:水道施設等(設置予定を含む)の上流域 ④:過去に漏水等が発生した市町村の上流域

注4 「B/C」:便益(B)を費用(C)で除算した値であり、林野庁の事前評価時に算出したもの。林野公共事業の採択基準は、B/C≥1.00。